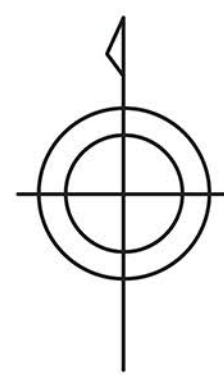


朝霞市都市計画図

昭和株式会社調製



- 座標系は平成14年規程に国土交通省告示第9号・規程による世界測地系第Ⅺ座標系
- 投影は横メルカトル図法
- 図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
- 高さの基準は東京湾の平均海面
- 等高線の間隔は2メートル

注意

1. この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。
2. この都市計画図に表示された地域・地区、都市計画施設等の境界は、その概略を示すもので、詳細については朝霞市まちづくり推進課に備えてある図面で確認ください。

市街化調整区域（用途地無指定）				の建築形態規制							
区分	(図面表示例)	建築高さ	12m未満の建築物の高さに準ずる容積率定係数	道路線状制限に準ずる勾配制限	隣地線状制限に準ずる勾配制限	日影規制（建築基準法第66条の2）		種別			
						規制される建築物	測定する高さ		制限される日影時間		
		50	100	0.4	1.25/1	20m + 1.25/1	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	□(二)
		60	200				高さ10m超	4m	5時間	3時間	□(三)
		70	200				高さ10m超	4m	5時間	3時間	□(三)
		60	200	0.6	1.5/1	21m + 1.5/1	高さ10m超	4m	5時間	3時間	□(三)
		70	200				高さ10m超	4m	5時間	3時間	□(三)

※基地跡地地区地区計画では、建ぺい率及び容積率等を別途定めておりますのでご注意ください。